

第 13 行政処分を行った派遣元事業主及び無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表

1 概要

行政処分を行った派遣元事業主及び労働者派遣事業の許可を受けることなく労働者派遣事業を行う事業主（以下「無許可派遣事業主」という。）については、派遣労働者になろうとする国民一般や派遣労働者の受入れを予定している派遣先にその事実を情報提供することを目的とし、事業主名等を公表することとする。

本公表は、あくまで、情報提供の目的で実施するものであるところ、第 12 において違法行為について勧告を受けた者がこれに従わなかった際にその旨を公表（法第 49 条の 2 第 2 項）する場合のように、「公表される者に対する制裁効果や違法行為の抑止といった効果」を期待するものではなく、当該事業主に対する処罰を目的とするものではない。

2 行政処分を行った派遣元事業主への対応

（1）概要

厚生労働大臣又は都道府県労働局長において法第 14 条及び法第 49 条に基づき行政処分を行った場合は、当該事業主名等の公表を行う。当該公表については、厚生労働省及び事業主を管轄する都道府県労働局のホームページにおいて行うこととする。

（2）公表内容

- イ 公表日
- ロ 事業主情報
- ハ 処分内容
- ニ 処分理由

3 無許可派遣事業主への対応

（1）概要

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、無許可派遣事業主を把握した場合は、法第 48 条に基づき、違法状態の是正を求める指導を行うものであるが、無許可で労働者派遣事業を行っていることが疑われる事業主については、あらかじめ、当該公表について通告するとともに、法第 48 条に基づく指導にあわせて事業主名等の公表を行う。

また、当該公表については、違法状態の是正が明らかとなるまで、厚生労働省、事業主管轄及び無許可派遣を行っていた事業所を管轄する都道府県労働局のホームページにおいて公表を行うこととする。

（2）公表内容

- イ 公表日
- ロ 事業主名
- ハ 事業主所在地
- ニ 事業所名
- ホ 主に従事した業務
- ヘ 備考

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

通 告 書

労働者派遣事業の実施にあたっては「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第5条第1項によって、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

当該許可を受けずに労働者派遣事業を行った者は、同法第59条第1項第2号によって、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなっています。

下記の事実について、貴社の行為は当該許可を受けずに行われている労働者派遣事業に該当するおそれがあります。

当該許可を受けずに労働者派遣事業を実施している者については、労働者派遣制度を利用しようとする方々への情報提供のため社名等を公表することとしていますので、その旨通告するとともに、下記事実等にご意見がある場合は速やかに〇〇労働局〇〇部〇〇課までご連絡願います。

記

○ 確認した事実

--

本件の問い合わせ先・報告の送付先

〒〇〇〇-〇〇

住所

〇〇労働局〇〇部〇〇課(室)

電話番号